

様式第4号（第11条関係）

基 第 3 4 2 号  
平成 2 5 年 5 月 2 1 日

区 長 内山 正光 様

基山町長 小森 純一

### 基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

#### 記

#### 1 提案の取扱い

まちづくり推進課で現場を確認し、本件はカーブミラーの設置ではなく右側かの車両確認の障害となっている高木を根元から伐採することで対応します。

なお対応時期については平成25年度中を予定しており、町内全域の植栽管理委託業務の施行時期と調整します。

#### 2 取扱いの理由

前面交差道路（町道秋光・久保田線）は幅員が広く、カーブミラーでは右側からの進行車両を確認することは困難であるためです。右側確認の障害となっている高木を除去することで、弊害の軽減になると考えております。

なお、並列する道路標識パネルは恒久的な工作物であり、移設等には莫大な費用を要すことから存置します。通行の際は、今一度十分な安全確認をお願いいたします。